社員各位

日々のお仕事、ご苦労様です。

さて、この度当社ではマイカー通勤及びマイカーの業務使用について、ルールを制定いたしました。各自、本ルール順守の徹底をお願いいたします。

制定の理由

現在、車の保険（任意保険）の加入率が低下しており、その加入率は７０％を下回って

いる状況です。万が一、通勤及びマイカーの業務使用中に事故を起こしてしまい、当該

車両での保険に入っていない状況で、下記の行為で大きな事故を起こしてった場合、

自賠責では足りない場合には当然ながら自らが賠償に応じなければなりません。また、本人が支払えない場合には**会社で使用者責任**を問われる事態にも陥ります。

マイカーの使用目的

○社有車が都合つかず、自分の車で移動する場合

○通勤に使用する場合

これらのリスクに対応すべく、以下のルールの制定及び誓約書の提出を義務付けします。

ルール

○業務で使用する可能性のある車は、必ず任意保険加入すること！

○やむを得ず自分の車を後輩に運転させる場合には、保険の適用者に運転させること！

○マイカー通勤に使用する車は、必ず任意保険にも加入すること！

○健康上の問題で運転に制限がない事を誓約すること！

車の保険証のコピー及び誓約書を、総務へ〇月〇日まで提出すること。

万が一期限を過ぎた場合は、完備するまでマイカーの通勤、業務使用を禁じます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成〇〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役